

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、「労働安全衛生法第112条の2第2項第1号」及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター
登録教習機関の住所	東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
代表者の氏名	平野敏夫
事務所の名称	特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター
事務所の所在地	東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
登録番号及び行うことができる技能講習	
	衛第58号 石綿作業主任者技能講習
登録更新年月日	令和8年8月21日
登録の有効期間の満了日	令和13年8月20日

令和8年7月1日

東京労働局長

